

安全安心都市特別委員会 調査・研究テーマ（案）

付議事件

市民の生命を守る医療の充実と健康づくり及び火災、豪雨、地震などの災害への備えを強化し、災害に強い都市づくりなど、子供や高齢者を初めとした市民生活の安全安心の推進を図ること。

◆ 調査・研究テーマ（案）

「横浜市の総合的な震災対策について」

【選定理由】

3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方を中心に、これまでの災害対策では想定されていないような甚大な被害が生じた。横浜市においても、発災当日には帰宅困難者が多数発生したほか、計画停電の実施や放射能汚染など今後の市民生活に影響を与える事態が現在も進行中であり、防災計画の見直しが早急に求められている。

こうした状況の中、災害対策の見直しや今後の被災地の復興に向けた取り組みについて、議会として積極的な提言を行っていく必要がある。

そこで、震災対策に特化した調査・研究を行い、具体的な施策提案に向けた検討を行う。特に、サブテーマとして、下記の項目について重点的に調査・研究を行う。

【サブテーマ】

- ・節電対策について
- ・液状化対策について
- ・市民の安全のための放射線対策について
- ・災害時の広報対策について
- ・帰宅困難者対策について
- ・津波対策について
- ・防災計画の総合的な見直しについて

「横浜市節電・省エネ対策基本方針」について

1 策定の趣旨

電力需給の逼迫が懸念される夏季を前に、7月1日から9月30日の間において、市民、事業者及び行政が一丸となって総合的な節電・省エネ対策を着実に推進するとともに、今後の都市づくりに向けた中長期的な取組の行動指針として策定。

2 基本的な考え方

本市施設において率先した節電対策を実施し、市民・事業者の節電に対する理解・協力と行動を呼びかけるとともに、適切な節電行動の実施につながるよう、迅速で的確な周知・広報を行う。

実施にあたっては、市民サービスや健康面への影響に極力配慮する。

また、地球温暖化対策及びエネルギー対策の観点から、エネルギーの分散化、エネルギーの自立化によるライフラインの途切れないまちづくり、災害に強いまちづくりについて中長期的に取り組む。

3 市役所の夏の電力不足対策

(1) 市役所の電力削減目標

市庁舎削減目標 昨年比▲20% (約 240kW)

(市役所全施設削減目標 ▲15% (約 45,000kW))

(2) 庁舎の取組

- ・ランチシフト（昼休みを 13 時から 14 時の間に変更し、電力ピークの分散を図る）
- ・ワークシフト（原則定時退庁とし、超過勤務が必要な場合には朝の業務時間前に行う）
- ・区役所窓口の受付終了時刻の変更（17:15→17:00）（8月1日から）【新規】
- ・市庁舎全館の照明のLED化を推進（蛍光灯約 6,000 本）
- ・個別空調を含め室温 28°C 設定を徹底
- ・区局ごとに、節電対策の進行管理・徹底を図る節電・省エネ推進担当を配置（7月1日付）【新規】など

(3) 大口電力需要施設（契約電力500kW以上）における代表的な取組

- 率先して電力を削減し、国から定められた削減義務量の約3倍に相当する19,340kWの電力を削減

(4) 小口電力需要施設（契約電力500kW未満）における取組

- 契約電力の引下げ、輪番休館の実施、節電行動計画の作成・掲示など

(5) 市民・事業者との連携

- 県内全域の使用電力のピークカットを試みる「節電チャレンジ」を実施
- 経済団体、業界団体や企業等を区局長が直接訪問するなどして、節電の呼びかけを依頼 **【新規】**
- 事業者や家庭の再エネ導入・省エネの取組支援など

(6) 周知・広報

- 学校メール配信緊急連絡システムなどを活用し、緊急時に電力供給不足情報を配信
- 多種多様な広報媒体を活用して、市民・事業者に「節電チャレンジ」及び夏季の節電行動を周知・啓発
※広報よこはま、テレビ、ラジオ、インターネット、メール、チラシ、ポスター、ごみ収集車テープ放送、来庁者向け庁内アナウンス、競技施設・市営地下鉄の電光掲示板など
- 九都県市が連携し、地球温暖化防止及び夏場に向けた節電に係る普及啓発活動を展開

4 中長期的な取組の方向性

地球温暖化対策及びエネルギー対策の観点から、エネルギーの分散化、エネルギーの自立化によるライフラインの途切れないまちづくり、災害に強いまちづくりについて、財政状況、取組の優先度、様々な事業手法・主体の検討を踏まえた上で、中長期的に次のとおり取り組む。

- 家庭部門における省エネルギーを進める。
- 事業活動における省エネルギーを進める。
- 再生可能エネルギー利用の飛躍的な普及拡大を図る。
- 再生可能エネルギー供給への多様な事業主体の参画を促進する。
- 非常時のエネルギー安定供給を担保する。



横浜市節電・省エネ対策基本方針

平成23年6月
横浜市

————— 目 次 ————

I 策定の趣旨	1
II 基本的な考え方	2
III 市役所の夏の電力不足対策	2
1 市役所の電力削減目標	2
2 庁舎の取組	2
(1) ランチシフト	2
(2) ワークシフト	2
(3) 区役所窓口の受付終了時刻の変更	3
(4) LED化の推進	3
(5) 民間企業と連携したOA機器の電力消費削減	3
(6) 室温 28°C設定の徹底	3
(7) その他	3
3 大口電力需要施設（契約電力 500kW 以上）における代表的な取組	4
4 小口電力需要施設（契約電力 500kW 未満）における取組	5
(1) 契約電力の引下げ	5
(2) 輪番休館の実施	5
(3) 節電行動計画の作成	5
5 市民・事業者との連携	5
(1) 節電チャレンジ	5
(2) 企業の夏の電力対策に対応した保育の拡充	6
(3) 市民の取組促進	6
(4) 事業者の取組促進	7
6 周知・広報	8
(1) 携帯メールの利用	8
(2) 多種多様な広報媒体の活用	8
(3) 九都県市連携による節電に係る普及啓発の推進	9
IV 中長期的な取組の方向性	10

I 策定の趣旨

東日本大震災に伴う東京電力の発電施設の被害により、東京電力管内の電力供給能力は大幅に減少しました。電力の需給バランスの悪化に伴う不測の大規模停電や、市民生活・経済活動への影響の大きい計画停電の回避が喫緊の課題とされ、本市においてもいち早く節電対策に取り組んできたところです。

市民、事業者による節電への取組、発電施設の復旧による供給能力の回復もあり、電力の需給バランスは改善されつつある状況ですが、今後夏に向けて、電力の需給バランスは再び悪化することが懸念されます。

電力需給の逼迫が懸念される夏季を大規模停電、計画停電の混乱なく乗り越えていくためには、本市も、一事業者として率先した取組を進めるのはもちろんのこと、市民、事業者の節電の取組促進や、啓発による節電意識の喚起にも先頭に立って取り組んでいく必要があります。

また、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故は、都市の防災対策やエネルギー政策、さらには電力の大量消費に依存したライフスタイルのあり方に再考を迫るものであり、再生可能エネルギーを利用したライフラインの途切れないまちづくり、災害に強いまちづくりを中長期的に進めていかなければなりません。

本基本方針は、電力需給の逼迫が懸念される平成23年7月1日から9月30日の間において、市民、事業者及び行政が一丸となって総合的な節電・省エネ対策を着実に推進するとともに、今後の都市づくりに向けた中長期的な取組の行動の指針とするため策定するものです。

(参考)

○今夏の電力需給見通し

想定需要	6,000万kW
供給力	5,380万kW
電力不足	▲620万kW

(東京電力管内・7月末)

○夏期の電力需給対策について

計画停電を回避するため、

- ・大口需要家（契約電力500kW以上）
→15%削減義務（政令で罰則規定）

※一部制限緩和あり

例) 医療施設0%、上下水道5% 等

- ・小口需要家（契約電力500kW未満）
→15%削減要請

- ・家庭

→15%削減要請

(政府方針・平成23年5月13・25日)



II 基本的な考え方

本市も大規模な電力需要家であることに鑑み、本市施設において率先した節電対策を実施し、市民・事業者の節電に対する理解・協力と行動を呼びかけるとともに、適切な節電行動の実施につながるよう、迅速で的確な周知・広報を行います。

実施にあたっては、市民サービスや健康面への影響に極力配慮しながら行うものとします。

また、地球温暖化対策及びエネルギー対策の観点から、エネルギーの分散化、エネルギーの自立化によるライフラインの途切れないまちづくり、災害に強いまちづくりについて中長期的に取り組みます。

III 市役所の夏の電力不足対策

1 市役所の電力削減目標

市民サービスの維持に最大限配慮しながら、本市施設全体として、国が示した原則 15%※の削減目標（▲約 45,000kW）を達成するよう取り組みます。特に市庁舎については、徹底した節電対策を実施し、20%※の削減（▲約 240kW）を目標とします。

民間ビル等本市以外の施設で業務を行う部署においては、本市施設と同様の取組を行うとともに、施設管理者が取り組む節電対策に協力します。

※7月から9月の平日 9時から20時までの使用最大電力における対前年抑制率

2 庁舎の取組

(1) ランチシフト

電力需要が一時的に少なくなる 12 時から 13 時に業務を行い、昼休みを 13 時から 14 時の間に変更することにより、電力ピークの分散を図ります。

※ただし、市役所・区役所の窓口業務が中心となる部署では、市民の皆様へのサービス提供に大きな影響が生じないよう、ランチシフト時間帯での徹底した節電に取り組みます。

(2) ワークシフト

原則定時退庁とし、超過勤務が必要な場合には、電力需要が少なく、明るい朝の業務時間前に行います。

(3) 区役所窓口の受付終了時刻の変更

区役所窓口の受付終了時刻を 17 時 15 分から 17 時に変更します。比較的来庁者の少ない時間帯に窓口を閉じ、節電や職員の定時退庁を推進することにより、できる限り電力使用を抑制します。

※実施期間：平成 23 年 8 月 1 日～9 月 30 日（10 月以降については、実施状況をみて検討します。）

(4) LED 化の推進

市庁舎全館の蛍光灯（約 6,000 本）を LED 化します。まずは、廊下等共用部の照明の LED 化を速やかに進めます。

また、温暖化対策統括本部において LED 化に向けた調査を行い、その結果を踏まえて執務室照明の LED 化を進めます。

(5) 民間企業と連携した OA 機器の電力消費削減

民間企業と連携し、プリンター及び複合機の配置・台数・稼働率の最適化による電力消費量の削減に取り組みます。

(6) 室温 28°C 設定の徹底

個別空調を含め室温 28°C を徹底します。

(7) その他

ア 空調

- ・空調のローテーション運転の実施（可能な施設において）
- ・終業時刻前の空調の運転停止

イ 照明

- ・市庁舎執務室照明の 40% 減灯
- ・始業前及び昼休み時の完全消灯の徹底（窓口等を除きます。）
- ・廊下、トイレ、エレベーターホール等の減灯

ウ OA 機器

- ・パソコン、プリンター、コピー機の一部休止や省電力設定の徹底
- ・使用していない電気機器の電源プラグを抜く等による待機電力の削減

エ 共用部分等

- ・エレベーターの運転台数削減、階段利用の促進
- ・トイレ人感センサーの時間調整、暖房便座の停止
- ・電気温水器休止
- ・緑のカーテンづくり、室内温度上昇抑制策の検討
- ・入居売店等への節電の協力要請

- ・自動販売機の消灯及び冷却停止時間の延長要請
- 才 執務関係**
- ・軽装での執務（実施期間：平成 23 年 5 月 9 日～10 月 31 日）
- 力 推進体制等**
- ・区局ごとに、節電対策の進行管理・徹底を図る節電・省エネ推進担当を配置（平成 23 年 7 月 1 日付）
 - ・ピークカットや設備の運用改善を図るため、区庁舎の電力使用状況の見える化を行い、使用電力を確認
 - ・市庁舎の使用電力を庁内 LAN により職員に周知
 - ・「共創フロント」を通じ、民間企業との連携による様々な節電行動を推進

3 大口電力需要施設（契約電力 500kW 以上）における代表的な取組

次の大口電力需要施設において、率先して電力を削減し、国から定められた削減義務量の約 3 倍に相当する 19,340kW の電力を削減します。

局	取組事項	削減目標	削減義務
環境創造局	・水再生センター等（18 施設）において昼間は下水管きょ・調整池に汚水を貯留し、夜間に処理	▲15%を目標に ▲7,000kW（削減義務分 2,300kW） (積み増し分 4,700kW 程度)	▲5%
資源循環局	・土日夜間の焼却量を減らし、電力需要が増加する平日昼間の焼却量を約 10% 増やす。	電力需要ピークの発電量増加 10% ▲4,400kW（削減義務分 0kW） (積み増し分 4,400kW 程度)	—
水道局	・配水池の貯留機能を最大限に活用し、運転ポンプ台数を削減 ・ポンプの運転の組み合わせを検討し、電力ピーク時に運転台数を削減	▲15%を目標に ▲2,400kW（削減義務分 800kW） (積み増し分 1,600kW 程度)	▲5%
交通局	【12-15 時】 ・地下鉄運行本数の減 ・駅舎等電力削減（照明、エスカレータ等）	▲17%を目標に ▲3,640kW（削減義務分 3,240kW） (積み増し分 400kW 程度)	▲15%
	【9-12 時、15-20 時】 ・駅舎等電力削減（照明、エスカレータ等）	▲8%を目標に ▲1,900kW（削減義務分 0kW） (積み増し分 1,900kW 程度)	0%
削減目標合計 ▲約 19,340kW ※1（内訳：削減義務分 6,340kW+積み増し分 約 13,000kW※2）			
※1 削減義務量の約 3 倍			
※2 積み増し分は約 10,000 世帯の夏場ピーク時消費電力に相当（資源エネルギー庁推計値より）			

4 小口電力需要施設（契約電力500kW未満）における取組

（1）契約電力の引下げ

実量制契約の小口需要施設については、原則として、節電目標に応じて契約電力を引き下げる。

（2）輪番休館の実施

地区センター、スポーツセンター、図書館（中央図書館を除きます。）等の一部の市民利用施設において輪番休館を実施します。

【輪番休館を実施する施設及び箇所数】

施設名	実施箇所数 (予定)	施設名	実施箇所数 (予定)
地区センター	79館	男女共同参画センター	3館
コミュニティハウス	109館	青少年交流センター	1館
スポーツセンター	18館	青少年育成センター	1館
スポーツ会館	11館	横浜青年館	1館
図書館（中央図書館を除く）	17館	集会所	5館
老人福祉センター	16館	計	261館

※地区センターやコミュニティハウス、老人福祉センターの中には、輪番休館を実施しない施設があります。

※土曜日、日曜日は、平日の使用電力のピークよりも低いため、輪番休館は実施しません。

（3）節電行動計画の作成

節電行動計画を作成し、掲示することを通じて、削減目標を達成します。

5 市民・事業者との連携

（1）節電チャレンジ

本市の呼びかけのもと、神奈川県、川崎市、相模原市が連携して、本格的な夏季を迎える前に、神奈川県内全域の市民・事業者・行政が一体となって使用電力のピークカットを試みる「節電チャレンジ」を実施します。

- ・実施日時 平成23年6月22日（水）（夏至）午後1時～3時
- ・目標 実施時間帯の使用電力を前年同日比で15%削減
- ・依頼内容 市民向け：冷房設定温度の2℃上げ（上限の目安は28℃）
又は扇風機への切替え
事業者向け：ランチシフト（前述）の実施

(2) 企業の夏の電力対策に対応した保育の拡充

企業の夏の電力対策で日曜日に勤務するご家庭のニーズを踏まえ、休日保育等を拡充します。

(3) 市民の取組促進

ア 家庭向け節電情報の提供

家庭向けの節電対策に係る情報を総合的に提供するホームページ※を作成し、エアコン、テレビ、冷蔵庫、照明等の身近な家電製品についての節電対策を呼びかけます。

※家庭でできる「夏の節電」メニュー

→ <http://www.city.yokohama.lg.jp/ondan/setsuden-natsu.html>

イ 住宅用太陽光・太陽熱利用システム設置やHEMS導入に対する補助

戸建住宅等に設置する住宅用太陽光発電システム・太陽熱利用システムの設置やHEMS※¹導入に対して補助を実施※²します。

※1 HEMS：家電機器や給湯機器等住宅内のエネルギー消費機器をネットワーク化し、自動制御・一元化するシステム

※2 HEMS導入に対する補助は西区、中区、金沢区、青葉区、都筑区のみ

ウ 市内の学校における節電教育の実施

学校や家庭での節電の必要性やその具体的な取組について、授業や夏休みの課題として取り扱う等、節電教育を実施します。

エ 外出の呼びかけ

それぞれの家庭で冷房を使うのではなく、公共施設、商業施設、文化施設等で過ごすことによる節電行動（「外エコ」）を呼びかけます。

オ YESを通じた環境啓発講座

市民、市民活動団体、事業者、大学、行政が実施する環境・地球温暖化問題に関する様々な学びの場であるヨコハマ・エコ・スクール（YES）を活用して、節電対策に係る講座を開催します。

カ 環境家計簿

家庭の光熱水費について、毎月の検針票から今年と前年の使用量を記入し、省エネ行動チェックを行う環境家計簿を活用して、家庭における省エネ行動を推進します。

キ 子ども省エネ大作戦

市内の小学生が夏休み期間中、各家庭の省エネリーダーとなり、日々の生活の中で省エネ活動に取り組みます。

(4) 事業者の取組促進

ア 業界団体等への協力依頼

経済団体、業界団体や企業等を区局長が直接訪問する等して、節電の呼びかけを依頼します。

イ 技術アドバイザー（省エネ相談）の派遣

市内事業所の節電の取組を支援するため、専門家によるアドバイスを無料で実施します。

ウ 中小企業の研究開発促進

環境分野でエネルギー消費の削減・再生可能エネルギーの普及促進に特に寄与する新技術・新製品開発に対する助成を行います。

エ 中小製造業経営革新促進助成

市内中小製造事業者が行う設備投資のうち、再生可能エネルギーの導入等CO₂の削減に資するものについては、助成率を上乗せします(10%→18%)。

オ 中小企業への融資

再生可能エネルギーシステムの設置や消費エネルギーの削減を目的とした改修及び機器の導入等に対し、融資を行います。

カ 屋上緑化等の助成

建物の温度上昇を防ぎ、冷房の消費電力削減に有効な屋上緑化等に対して助成を行います。

キ イベント開催における配慮要請

使用電力のピーク期間・時間帯に開催が検討されているイベントについては、日程上の配慮の可能性の検討を要請するとともに、節電の取組への協力を依頼します。

6 周知・広報

(1) 携帯メールの利用

ア 学校メール配信緊急連絡システムの活用

電力不足予想に関する緊急連絡を、「電子メールを利用した保護者への連絡網」を活用し、協力可能な学校を通して一斉配信します。

- ・配信開始日 平成 23 年 7 月 1 日（金）
- ・対 象 市立学校に通う児童・生徒の保護者
- ・学 校 数 60 校（平成 23 年 6 月 16 日時点）

イ 防災情報Eメールの活用

地震震度情報、気象警報・注意報等を配信する「横浜市防災情報Eメール」を活用し、緊急時に電力供給不足の情報をメール配信します。

- ・配信開始日 すでに運用中のサービスであり、緊急時に随時配信
- ・対 象 事前に登録しているサービス利用者
- ・配 信 方 法 メニュー「横浜市からの緊急なおしらせ」の一つとして配信
- ・登 録 者 数 約 68,000 人（平成 23 年 6 月 16 日時点）

ウ 「エリアメール」の活用

N T T ドコモが提供する「エリアメール」サービスを活用し、緊急時に配信エリア内の対応携帯電話へ電力供給不足の情報を一斉配信します。

- ・配信開始日 平成 23 年 6 月 15 日（水）
- ・対 象 市内にいるN T T ドコモの対応携帯電話の所有者
- ・配 信 方 法 緊急速報「エリアメール」の一つとして配信
横浜市内約 86 万台の対応携帯電話に配信可能

(2) 多種多様な広報媒体の活用

多種多様な広報媒体を活用して、節電チャレンジ及び夏季の節電対策を市民・事業者に周知します。

【主な媒体】○：節電チャレンジに活用 △：夏季の節電対策に活用

◎：節電チャレンジ及び夏季の節電対策に活用

●市政広報関係 (◎)

- ・テレビ テレビ神奈川「ずばり！横濱」
- ・ラジオ FMヨコハマ「YOKOHAMA My Choice!」、FMヨコハマ「YES! for You」、R F ラジオ日本「ヨコハマ・オンリーワン」

- ・インターネット
 - 市ホームページ(市トップページ、温暖化対策統括本部トップページほか)
市トップページ→ <http://www.city.yokohama.lg.jp/front/welcome.html>
温暖化対策統括本部トップページ→ <http://www.city.yokohama.lg.jp/ondan/>
 - ・市政広報誌 広報よこはま
 - 市庁舎駅前大看板での周知 (○)
 - 来庁者向け市庁舎内アナウンス (◎)
 - ごみ収集車広報テープ (△)
 - 市営地下鉄駅構内及び市営地下鉄・市営バス車内ポスター等 (○)
 - 横浜ベイスターズ(横浜スタジアム)、横浜F・マリノス(日産スタジアム)、
横浜FC(ニッパツ三ツ沢球技場)のホームゲームでの電光掲示板への掲示及
び場内アナウンス (○)
 - 各種イベント来場者へのチラシ配布及び場内アナウンス (○)
 - インターネットメール配信 (○)
メディア系メルマガ、市民活動系メルマガ、各種団体系メルマガ
 - 市内関連施設等でのチラシ配布及びポスター掲示(ポスター作成2,500枚) (○)
 - 本市と包括協定を結ぶ「セブンイレブン」、「ローソン」の市内各店舗(一部
を除きます。)におけるポスターの掲示 (○)
- ※その他、節電チャレンジに活用した媒体を夏季の節電対策に活用することも検討し、積極的な広報を展開

(3) 九都県市連携による節電に係る普及啓発の推進

九都県市が連携し、地球温暖化防止及び夏場に向けた節電に係る普及啓発活動を重点的に展開します。

IV 中長期的な取組の方向性

東日本大震災は、大都市を支えていたエネルギーの有り様について根本から再考を迫るものとなりました。

大都市が日本の機能の一翼を担う責務として、エネルギーの分散化、エネルギーの自立化によるライフラインの途切れないまちづくり、災害に強いまちづくりについて、地球温暖化対策及びエネルギー対策の観点から、我が国再興の一助となるべく取り組みます。

今後、財政状況、取組の優先度、様々な事業手法・主体の検討を踏まえた上で、中長期的に次のとおり取り組みます。

- ・断熱性能に優れた省エネルギー型の住宅を増やすこと、住宅で用いられる家電や住宅機器のエネルギー消費を削減すること、できる限り冷暖房や照明に頼らない等、エネルギー消費の少ない生活様式にすることにより、家庭部門における省エネルギーを進めます。
- ・事業活動によるエネルギーの効率的な利用、環境負荷の少ないエネルギー供給の増加、温室効果ガスの削減取組と地域経済の発展が両立するよう環境に配慮した事業形態の拡大により、事業活動における省エネルギーを進めます。
- ・本市の特性を踏まえ、太陽エネルギーを中心とした様々な再生可能エネルギーの利用拡大のための、従来の枠組みを超えた新たな取組を検討していく等により、再生可能エネルギー利用の飛躍的な普及拡大を図っていきます。
- ・再生可能エネルギー供給への多様な事業主体の参画を促進するため、課題を検証するとともに、非常時でのエネルギー安定供給を担保するため、再生可能エネルギー源が消費地近くに多数分散配置された社会システムへの転換を進めていきます。

横浜市における液状化への対応について

1 これまでの取組

(1) 液状化マップの作成(平成11年10月)

土地利用をする際に地盤調査を入念に行っていただくことや、建物及びその周辺の液状化対策の検討の促進を目的とし、市内の主に臨海埋立地、砂質、礫質など液状化を起こしやすい地質について液状化判定を行い、ホームページに掲載しています。

(2) 公共建築物等の液状化対策

地盤の液状化の可能性が高い地域では、公共建築物等の工事に際し、その施設構造物自体の強化や地盤改良など、液状化対策を進めています。

2 震災後に実施した取組

(1) 国家要望

ア 液状化の被害に遭われた方の支援に関する要望書(平成23年4月15日)

- ・ 被災者生活再建支援法の適用要件について、液状化による住宅被害を全て対象とするなどの緩和を行うこと
- ・ 「災害に係る住家の被害認定基準」における液状化被害について、駐車施設、附帯設備等も含めた被害の認定及び被害割合の見直しを行うこと など

イ 東日本大震災への対応に係る国への緊急提案・要望書(平成23年5月30日)

- ・ 被災者生活再建支援制度の対象となる自然災害の要件緩和

(2) 液状化被害住宅等緊急支援事業(5月補正予算:建築局)

液状化などにより住宅等に被害が生じ、日常生活に支障をきたしているため、緊急支援として、国の制度を補完した助成を実施します。

3 現在の取組

総合的な震災対策の考え方に基づき、局区横断的にワーキンググループを設置し、液状化と思われる被害が発生した区域のデータを液状化マップに反映させ、市民への注意喚起を図ることなどを検討しています。

液状化被害住宅等緊急支援事業について

東日本大震災により、横浜市内においても液状化などによる被害が生じていますが、国の「被災者生活再建支援制度」の支援要件に該当しないため、同制度を補完する緊急支援事業として、23年度予算を補正し『**液状化被害住宅等緊急支援事業（70,000千円）**』を新設しました。

- ※ 県補助金：対象事業費の1／3
- ※ 時限措置：平成25年3月末日までに工事着工し、平成26年3月末日までに工事完了する事業

1 戸建住宅液状化等緊急対策事業（30,000千円）

（1）対象

- ①り災証明により、半壊以上と判定された住宅等
- ②液状化による被害が生じ一部損壊と判定された住宅等

（2）助成内容

- ①家屋の補修工事費及び同時に行う地盤改良工事 【上限：150万円／所有者】
- ②住宅の傾斜を復旧する地盤改良工事 【上限：150万円／所有者】

2 マンション液状化等緊急対策事業（40,000千円）

液状化等により共用部分、附帯施設に多大な被害が生じ、り災証明が発行されているマンションなどに対して、復旧にかかる工事費を助成。

【上限：1,000万円／管理組合等かつ工事費総額】